

答 申 第 5 号

平成14年10月16日

仙台市教育委員会 様

仙台市個人情報審議会

会長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年8月7日付教学指第78号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第6号 請求者の子（姉弟）の小学校児童指導要録の「指導上参考となる諸事項欄」、  
「出欠の記録の備考欄」の非訂正決定に対する異議申立て

(別紙)

答 申  
(諮問第6号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)の行った非訂正決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人(以下「申立人」という。)が、仙台市個人情報保護条例(以下「条例」という。)に基づき、申立人の子(姉弟)の小学校児童指導要録(以下「本件公文書」という。)について、次のとおり訂正を請求したのに対し、実施機関が非訂正決定をしたことについて、その取消しを求めたものである。

- (1) 姉の指導要録の「指導上参考となる諸事項」の1学年の欄中「<教育長賞受賞>」の次に「(理科文集第32集に掲載)」との記載を、「編集局長賞受賞」の次に「(10月12日、朝刊に掲載)」との記載を、同じく3学年の欄中「研究部会長賞を受賞。」の次に「(理科文集第34集に掲載)」との記載を、「優秀賞を受賞。」の次に「(総合支所及び広瀬文化センターに展示)」との記載を追加するよう請求。
- (2) 弟の指導要録の「指導上参考となる諸事項」の1学年の欄中「ポスターコンクールで佳作」の次に「(県庁ほか2カ所に展示)」との記載を、「部会長賞を受賞『いつも・ゆら・ピカ・リン・UFO』」の次に「(理科第34文集に掲載)」との記載を、「編集局長賞を受賞」の次に「(10月10日朝刊に掲載)(河北)」との記載を、「出欠の記録」の「備考」欄中「無欠席」の次に「(学年で皆勤賞を授賞)」との記載を追加するよう請求。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添1参照)

4 実施機関の説明

実施機関の説明は、理由説明書に記載のとおりである。(別添2参照)

5 審議会の判断

(1) 本件公文書について

指導要録は、学校教育法施行規則第12条の3の規定に基づき、校長によって作成される児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本である。

指導要録には、「学籍の記録」、「各教科の学習の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」、「指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」等の欄があり、児童生徒の能力、適性、

学習の状況，行動の状況等について，担任した複数の教師が，継続的に観察し評価した記録が記載されている。

## (2) 訂正請求について

条例第19条第1項は，何人にも，開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは，実施機関に対してその訂正を求める権利を保障している。

そして，条例第20条第2項は，訂正請求の際には，訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し，又は提示しなければならない旨規定している。

同項に基づき，申立人からは，次の資料が提出されている。

- ・ 児童の理科研究集録（第32集）写し
- ・ 児童の理科研究集録（第34集）写し
- ・ カブトムシの森 作文・絵コンクール審査結果のお知らせ 写し
- ・ 平成11年10月12日付 河北新報 写し
- ・ 平成13年10月10日付 河北新報 写し
- ・ 平成13年度愛鳥週間ポスター原画コンクールの審査結果等について（通知） 写し

なお，上記資料のうち「カブトムシの森 作文・絵コンクール審査結果のお知らせ」については，当審議会の調査により，当該文書の発信者として表示されている「カブトムシの森づくり実行委員会」において作成されたものではないことが判明したが，同趣旨の文書は作成されていることが確認された。

## (3) 訂正請求の妥当性について

ア 申立人は，「指導上参考となる諸事項」欄について，当該児童の工作，絵画等がコンクール等で受賞した事実を掲載した冊子名等や作品の展示場所を追加で記載することを求めており，提出された資料等からこれらの事実を確認することができる。

また，申立人の子のうち弟については，「出欠の記録」の「備考」欄に「学年で皆勤賞を授賞」の旨の記載を追加することも求めている。しかしながら，申立人の子の通学する学校では，皆勤賞という制度は学校・学年において設けられておらず，学級担任が口頭やカードで児童を励ました事実が認められるものの，学年で皆勤賞を受賞という事実は認められない。

イ ところで，条例第19条第1項に基づく訂正請求のうち，追加的な記載の請求については，同項の適用要件である「開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがある」の解釈上，記載の追加がなければ記載自体が誤りであるといえるほどの不備がある場合に限り認められるべきものと考えられる。

そこで，このような理解に基づいて申立人の請求内容を検討すると，結局のところ申立人は，それが事実と認められる事柄であっても，本来記載されるべき事項の副次的な事柄の記載の追加を求めているに過ぎないのであり，それを欠くからといって，記載自体が誤りであるといえるほどの不備があるものとはいえないから，当該文書に係る訂正請求は認められな

い。

(4) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

## 審 議 会 の 処 理 経 過

( 諮 問 第 6 号 )

年月日	内 容
平成14. 8 . 7	・ 諮問を受けた
14 . 8 . 19	・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から理由説明書を受理した。
14 . 9 . 3 （平成14年度 第1回審議会）	・ 諮問の審議を行った ・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から意見を聴取した
14 . 9 . 25	・ 異議申立人から意見書を受理した
14 . 10 . 2 （平成14年度 第2回審議会）	・ 諮問の審議を行った